第五節　削除

第八十六条から第八十八条まで　削除

（削る）

（削る）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略）	（略）
稚内空港事務所	総務課
釧路空港事務所	
新潟空港事務所 中部空港事務所 八尾空港事務所 関西空港事務所	
広島空港事務所	
高松空港事務所	
高知空港事務所	
長崎空港事務所	
熊本空港事務所	
大分空港事務所	
（略）	（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	（略）
奄美空港出張所	奄美市
石垣空港出張所	石垣市

別表第五　削除

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

第五節　航空路監視レーダー事務所

（名称及び位置）

第八十六条　航空路監視レーダー事務所の名称及び位置は、別表第五のとおりとする。

（所掌事務）

第八十七条　航空路監視レーダー事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　レーダーに関する工事及び保守に関すること。

二　国内航空通信施設の保守に関すること。

（管轄区域及び内部組織）

第八十八条　航空路監視レーダー事務所の管轄区域及び内部組織は、地方航空局長が定める。

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略）	（略）
稚内空港事務所	総務課
釧路空港事務所	
新潟空港事務所 八尾空港事務所	
広島空港事務所	
高松空港事務所	
高知空港事務所	
長崎空港事務所	
熊本空港事務所	
大分空港事務所	
（略）	（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	（略）
奄美空港出張所	奄美市
下地島空港出張所	宮古島市
石垣空港出張所	石垣市

別表第五（第八十六条関係）

名称	位置
釧路航空路監視レーダー事務所	釧路市
平田航空路監視レーダー事務所	出雲市